

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本 評議員会規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第26条に基づき、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（以下、当法人）の評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開催、招集、決議等)

第2条 評議員会は、定款第18条から第25条の定めに基づき、開催、招集、審議、決議を行い議事録を作成する

(諮問)

第3条 評議員会は、定款に定めるもののほか、代表理事が諮問する事項に応じ審議し、代表理事に対して意見を述べることができる。

(審議事項の説明)

第4条 審議事項の説明は、原則として当法人の役員が行う。

2 代表理事が必要と認める場合は、事務局長又は職員を出席させ役員の代理として説明させることができる。

(意見の聴取)

第5条 評議員会は、必要に応じ審議に関係のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(代表理事等の出席)

第6条 代表理事及び代表理事の指名する者は評議員会に出席できる。

(庶務)

第7条 評議員会に係わる庶務は、事務局において行う。

2 評議員会の開催に関する記録の作成及び保管は、事務局長が行う。

(変更)

第8条 本規則の変更は、評議員会の議決を経て行う。

附則 本規則は、平成24年3月29日から施行する。